

小松島市低入札価格調査制度実施要綱第3条第1号の規定に基づく  
低入札価格調査基本価格等の算出に係る運用について

1 鋼橋及び鋼製の横断歩道橋の工事製作工事における運用

小松島市低入札価格調査制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条第1号の「共通仮設費」及び「現場管理費」は、土木工事標準積算基準書Ⅳ編道路第7章橋梁工のうち工事製作の以下に該当するものとする。

（1）「共通仮設費」は、「間接労務費」とする。

（2）「現場管理費」は、「工場管理費」とする。

2 電気通信設備工事における運用

実施要綱第3条第1号の「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」は土木工事標準積算基準書Ⅶ編電気通信設備の以下に該当するものとする。

（1）一般工事

①「直接工事費」は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。

②「共通仮設費」は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。

③「現場管理費」は、「工場管理費」、「現場管理費」、「機器間接費」の合計額とする。

④「一般管理費等」は、機器単体費の「一般管理費等」、工事費の「一般管理費等」の合計額とする。

ただし、「直接製作費」は機器単体費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に10分の1を乗じた額、「工場管理費」は機器単体費に10分の2を乗じた額、機器単体費の「一般管理費等」は機器単体費に10分の1を乗じた額とする。

（2）鉄塔・反射板工事

①「直接工事費」は、「工場塗装費」、「材料費」、「製作費」、架設工事原価の「直接工事費」の合計額とする。

②「共通仮設費」は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。

③「現場管理費」は、「工場管理費」、「現場管理費」の合計額とする。

ただし、「材料費」と「製作費」の合計額は鉄塔製作費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は鉄塔製作費に10分の3を乗じた額、「工場管理費」は鉄塔製作費に10分の1を乗じた額とする。

### 3 機械設備工事（4，5を除く。）における運用

実施要綱第3条第1号の「直接工事費」，「共通仮設費」及び「現場管理費」は土木工事標準積算基準書第Ⅸ編機械設備の以下に該当するものとする。

- (1) 「直接工事費」は，「直接製作費」，「直接工事費」の合計額とする。
- (2) 「共通仮設費」は，「間接労務費」，「共通仮設費」の合計額とする。
- (3) 「現場管理費」は，「工場管理費」，「現場管理費」，「据付間接費」，「設計技術費」の合計額とする。

### 4 機械設備工事（機械設備点検・整備業務）における運用

実施要綱第3条第1号の「直接工事費」，「現場管理費」及び「一般管理費等」は土木工事標準積算基準書第Ⅸ編機械設備の以下に該当するものとする。

- (1) 「直接工事費」は，「材料費」，「直接経費」，「直接労務費」，「塗装費」の合計額とする。
- (2) 「現場管理費」は，「現場管理費」，「点検整備間接費」の合計額とする。
- (3) 「一般管理費等」は，「一般管理費等」，「技術調査費」の合計額とする。

### 5 機械設備工事（下水道工事）における運用

実施要綱第3条第1号の「直接工事費」，「共通仮設費」及び「現場管理費」は下水道用設計標準歩掛表の以下に該当するものとする。

- (1) 「直接工事費」は，「機器費」，「直接工事費」の合計額とする。
- (2) 「共通仮設費」は，「共通仮設費」の合計額とする。
- (3) 「現場管理費」は，「現場管理費」，「据付間接費」，「設計技術費」の合計額とする。

### 6 準用

上記運用については，実施要綱第5条第1号イの失格基本価格及び小松島市最低制限価格制度事務取扱要領第3条の最低制限基本価格にも準用する。